

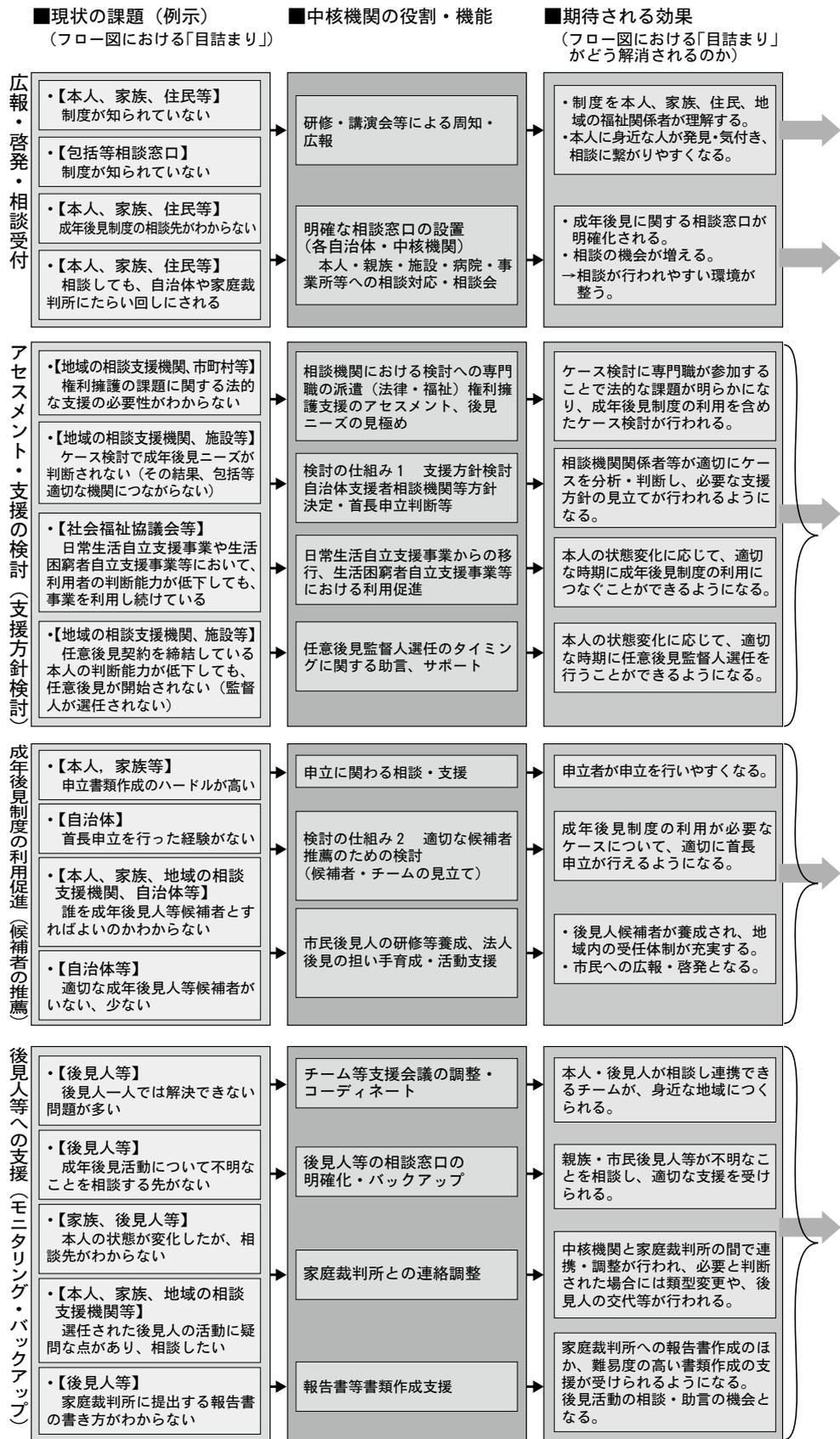
② 地方連携ネットワークの支援機能の整備

第Ⅱ章では、中核機関の果たす役割・機能と期待される効果について示しました。ここで記載した内容は、いわば「あるべき姿」と言えます。中核機関設置後、現状の機能から「望ましい姿」に近づけていくためには、中核機関等の地域連携ネットワークの支援基盤を強化していく必要があります。特に本章冒頭で、「今はまずは中核機関を設置することが重要で、その内容は自治体が中核機関とみなしたもの」と位置づけたこともあり、設置後も、自治体や関係者には、中核機関等の地域連携ネットワークの機能強化に向けた積極的継続的な取組みが求められることとなります。

以下、地域連携ネットワークとして整備していくべき機能ごとに、具体的な取組例について例示します。

ここで示した取組例は、現状で先行的と思われる各地の取組にヒントを得たもので、あくまで例示です。今後各地で経験を積む中で、各地域の実情に合わせてアレンジしていただくとともに、新たな効果的な内容が展開されていくものと思われます。

中核機関の「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」取組み例



※中核機関の役割・機能は、一斉に整備するのではなく、地域内で最も優先順位の高い課題に対応する役割・機能から整備ははじめ、徐々に役割・機能を拡大していく手法が有効と思われます。

■中核機関や地域連携ネットワークでの取組み例

- * 中核機関が調整・進行管理を行います。実務については、中核機関と地域の相談支援機関等で役割を分担することが考えられます。
- * 取組みに関する参考事例がある場合は、該当ページを記載しています。

- 高齢、障害特性に応じた、権利擁護や成年後見制度に関する周知・広報の徹底 (P.79)
- 早期発見と相談へのつなぎの役割を担う人々への周知啓発 (家族・市民・民生委員・福祉関係者・自治会・事業所等対象層別の研修・広報等) (P.90)
- 自治体職員、管理職等への周知・理解の促進 (福祉以外、異動を前提とした共有・理解) (P.75, 78, 90)
- 地域住民に対する相談窓口を周知徹底 (相談窓口全戸配布など) (P.75)

- ○窓口の開設時間、相談方法 (訪問、電話、メール等) 等、相談しやすい環境整備
 - 地域の公共施設、ショッピングセンター等小地域・人が集まりやすいところでの定期・不定期な出張相談会の開催・個別訪問 (P.75)
- ○すべての相談窓口で、権利擁護の相談か否かに関わらず、地域からの相談をいったん受け止めることができる (たらいまわしにしない) (P.78, 79)
- ○相談窓口の誰もが、成年後見制度、日常生活自立支援事業、見守り等幅広い権利擁護支援の説明が可能となるよう研鑽をつむ (P.78)

- ○地域に寄せられた相談について、制度横断的に権利擁護の支援の必要性や方針について検討する機会を設ける
- ○権利擁護支援の必要性・支援方針の検討に際して、常時・或いは必要に応じて、専門職の派遣 (法律・福祉) が行われる
- ○権利擁護支援の必要性の有無、支援の内容等を判断するための指標等を作成し共有する (P.83)
 - 首長申立の必要性についての判断根拠 (検討項目) を持っている
 - 首長申立のための予算措置が実績や見込みに応じて確保されている
- ○権利擁護支援の必要性の判断に際して、本人の意思決定を支援する仕組みを活かしている
- ○低所得の方の利用促進のための成年後見制度利用支援事業がニーズに応じて機能している (高齢：地域支援事業 障害：地域生活支援事業)
- ○当面権利擁護の支援が必要なしと判断された方への継続的なモニタリングが実施されている
 - 日常生活自立支援事業から法定後見 (補助・保佐・後見) の早期の移行のタイミングを見逃さないしくみ
 - 相談を受けた任意後見制度利用者について、任意後見監督人選任の適切なタイミングを見逃さないしくみ

- ○特に、本人、親族等申立の場合の申立支援のしくみを有する (地域の相談機関または中核機関) (P.83)
- ○適切な候補人推薦のための検討の機会を設ける
 - 首長申立の場合についても、検討の場が共有されている
- ○本人と後見人等を支援する、身近な関係者による「支援チーム」について検討の機会を設ける
- ○これら検討の場に本人の意思が反映されるよう、本人または意思決定支援者が同席する等の仕組みがある
- ○検討された候補者の情報等について家庭裁判所と情報共有が行われる (家庭裁判所のより適切な後見人選任に寄与) (P.83)
- ○親族後見人育成・支援のための機会が設けられている
- ○市民後見人を養成して、市民の「権利擁護サポーター」の裾野を広げる (知識・理解から行動する人材の育成、連携可能な人材の育成) (P.91)

- ○本人・後見人等を支援する身近な「支援チーム」等を結成し、必要に応じて「チーム会議」等が行われるよう支援・調整する
- ○親族後見人や市民後見人等が、常時相談ができ、適切な支援が受けられるような機会 (相談窓口、研修会、集い等) を設ける (後見人等支援による不正防止効果) (P.86)
- ○本人の能力や状態の変化、付与されている権限の妥当性や必要性の検討等、本人にふさわしい支援が行われているかを検討する仕組みがある (P.86)
- ○親族・市民後見人等の報告書類等の作成の相談に乗り、具体的な支援を行う機会を設ける (P.86)

(1) 広報・啓発

地域連携ネットワークが果たすべき役割の第一である広報・啓発について、国基本計画では以下のように記載しています。

【国基本計画での記載 (P.12)】

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げるができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努める。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所・町村役場の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。
- その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意する。

まずは権利擁護に関する（日常の困り事に関する）相談窓口が身近な地域に設置され、かつ本人・関係者に知られていることが必要となります。

その際、早期の段階から、任意後見制度や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるような、窓口等の体制整備が必要です。

また、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）は、往々にして自らは相談やSOSをあげられないことが多いことから、地域において、関係者によるアウトリーチ等の方法を含めた早期発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけることができなければなりません。そのためには、地域の住民等で支援に関わる関係者、専門職、或いは日常生活の中で接する金融機関の職員や商店等が、権利擁護の必要性に関するアンテナや成年後見制度の効用等について十分理解を深めておく必要があります。

そのためにも、地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者が、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることについて認識を共有することが求められます。

【取組例】

- ・高齢、障害特性に応じた、権利擁護や成年後見制度に関する周知・広報の徹底
- ・早期発見と相談へのつなぎの役割を担う人々への周知啓発（家族・市民・民生委員・福祉関係者・自治会・事業所等対象層別の研修・広報等）
- ・自治体職員、管理職等への周知・理解の促進（福祉以外、異動を前提とした共有・理解）
- ・地域住民に対する相談窓口を周知徹底（パンフレット等の全戸配布など）



参考事例のご紹介

後見実施機関の活動を通じた「地域後見体制」の仕組みづくりの実践

品川成年後見センターは、成年後見制度の情報提供と相談、区長申立と一体化した後見実施機関としての役割を果たしている。同センターでは、その目的の一つとして「後見実施機関と地域後見体制の仕組みづくり」を掲げているが、その背景には以下があげられる。

- ・地域社会では、支え合いの理念に基づく「地域後見」実現が求められていること。
- ・社会的に孤立する人の増加⇔福祉は地域住民の全体の問題となっていること。
- ・地域が変わらなければならない。(排除しない地域、無関心でない地域等であること等の強い理念がある。)

そうした地域後見体制づくりへの関与の取組みの一例として、

○広報・普及体制として、広報紙の継続掲載や説明会の実施により、区民、関係機関等に対して成年後見制度や関係制度の広報・周知を図る。

○地域のネットワークを活かしたサービス提供：品川成年後見センターのサービスを提供するにあたっては、品川区、地域（在宅介護支援センター、民生委員、特別養護老人ホーム等）、関係団体（弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、ライフサポート東京、しんきん成年後見サポート等）と連携した支援の実践等があげられる。

地域の身近な人が、いち早く後見ニーズに気づくための権利擁護・成年後見に関する出前出張講座も、そうした一連の流れのなかの実践と言える。

(成年後見制度利用促進委員会第1回利用促進WG(2016年10月12日)における品川成年後見センター 故齋藤修一所長資料「地域における利用の促進に係る方策等」並びに品川区社会福祉協議会ホームページ より抜粋・引用)

出張相談によるニーズ把握のための工夫

北信圏域権利擁護センターや尾張東部成年後見センターは、いずれも複数自治体（いずれも6自治体）による圏域を1センターでカバーしているため、担当エリアが広い。そのため、定期的に保健センターや公共図書館、ショッピングセンターなどで出張相談を開催している。そこでは地域住民の他に、地域の相談受理機関の職員なども相談に寄るといい、相談者の身近に足を運んで、ニーズをキャッチする仕組みが定着しているといえる。

(北信圏域権利擁護センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)

多様な対象に対して制度周知を行い、地域の理解者を増やす

尾張東部成年後見センターは、成年後見制度に関わる人材を育成することで、制度利用が必要な人に適切に制度に繋げることができるよう、多様な層に対して研修を行っている。研修の多くは、各市町を巡回して行い、地域的な偏りがないようにしている。

- ・行政職員、福祉関係者のための成年後見研修会
- ・住民向け、研修会
- ・民生委員向け研修会
- ・専門職向け研修会
- ・住民のための成年後見支援者養成講座（2日間連続講座、毎年1回巡回）
- ・法律職と福祉職の合同勉強会
- ・市民後見人養成研修

特に「住民のための成年後見支援者養成講座」は、住民を対象とし、資料代（3,000円）を徴収するが、家族だけでなく、日ごろ、仕事の上で関わりのある金融機関、不動産関係者、葬儀会社に勤める人など幅広く受講しており、成年後見制度、センターに対する普及啓発の機会となっている。

(尾張東部成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)

(2) 相談受付・アセスメント（支援の検討）

中核機関が果たすべき相談・アセスメントの役割について、国基本計画では以下のように記載しています。

【国基本計画での記載（P.12-13）】

- 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築する。その際には、地域の専門職団体や法テラス等の協力を得ることも想定される。
- 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行う。
 - ・市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行う。
 - ・その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮する。
- ※弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町村区域を超えた広域対応が必要となる場合もあり、市町村と都道府県が連携し支援する必要がある。
- ※各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。

ここでは、

- ・ **早期の段階からの権利擁護支援の検討開始【場面2】**
- ・ **成年後見制度利用に向けた利用者ニーズの見極め【場面3】**

が重要となりますが、そのポイントは次のとおりです。

- 相談を受け付けた機関・部署内で、ニーズを必要とする本人とその相談内容について、権利擁護支援の必要性や支援内容について検討を行う。
- 権利擁護支援の必要性ありと判断した場合、権利擁護支援機関に相談をつなぎ、判断を仰いだり、具体的な支援内容（成年後見制度活用が効果的か、他の権利擁護施策を検討するか等）を協議する場が設けられている。

他方、相談の第一段階で、権利擁護支援の必要性に迷った場合や必要なし、と判断した場合でも、

- 権利擁護支援の必要性の判断に迷う場合も、適切に権利擁護支援機関につなぐ。
 - 権利擁護支援の必要なしと判断したケースについて、他の必要な支援策につなぐ、さらに、継続的なモニタリングを行う。
 - モニタリングにより状態変化がみられた場合、再度権利擁護支援の必要性やその内容についての検討の場を設ける。
- などの取組が重要となります。

【取組例】相談受付

- 窓口の開設時間、相談方法（訪問電話メール等）等、相談しやすい環境整備
 - ・地域の公共施設、ショッピングセンター等小地域、人が集まりやすいところでの出張相談会の開催・個別訪問
- すべての相談窓口で、権利擁護の相談か否に関わらず、地域からの相談をいったん受け止めることができる（たらいまわしにない）
- 相談窓口の誰もが、成年後見制度、日常生活自立支援事業、見守り等幅広い権利擁護支援の説明が可能となるよう研鑽をつむ

【取組例】アセスメント（支援の検討）

- 地域に寄せられた相談について、制度横断的に権利擁護の支援の必要性や方針について検討する機会を設ける
- 権利擁護支援の必要性・支援方針の検討に際して、常時・或いは必要に応じて専門職の派遣（法律・福祉）が行われる
- 権利擁護支援の必要性の有無、内容等を判断するための指標等を作成し共有する
 - ・首長申立の必要性についての判断根拠（検討項目）を持っている
 - ・首長申立のための予算措置が、実績や見込みに応じて確保されている
- 権利擁護支援の必要性の判断に際して、本人の意思決定を支援するしくみを活かしている
- 低所得の方の利用促進のための成年後見制度支援事業がニーズに応じて機能している（高齢：地域支援事業 障害：地域生活支援事業）
- 当面権利擁護の支援が必要なしと判断された方への継続的なモニタリングが実施されている
 - ・日常生活自立支援事業から法定後見（補助・保佐）への早期の移行のタイミングを逃さないしくみ
 - ・相談を受けた任意後見制度利用者について、監督人選任の適切なタイミングを見逃さないしくみ



参考事例のご紹介

地域の関係機関との重層的なネットワークの構築と多くの会議を通じて 権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチ

立川市では、市内 18 万人の人口に対し、6 つの生活圏域を設定。この地区割は地区民生委員協議会の地区割と同一で、この 6 圏域に市が地域包括支援センターを配置、市社協が地域福祉コーディネーターを配置し、地域福祉の推進と住民ネットワークの形成を進めている。また、重層的な専門機関のネットワークもあり、定期的に全市レベル、地域レベル、職種レベルでの会議が定期的に行われているため、行政、病院、福祉、法律専門職の関係性が密であり、同時に権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチすることができている（立川市と地域あんしんセンターたちかわとは、高齢者虐待対応における明確な役割分担を行っている）。

これらのネットワークは、職員の人材育成機能、事例対応ノウハウの蓄積機能、地域ケアの基盤形成機能も担っている。

また、地域あんしんセンターたちかわは、日常生活自立支援事業も相談者の状況に合わせて活用し、成年後見制度の利用推進と併せて、両制度が連携した幅広い権利擁護支援を土台としている。

（地域あんしんセンターたちかわ、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）

相談窓口職員に対する研修の実施

上伊那成年後見センターは広域 8 自治体（人口 67,723 人（平成 29 年 4 月 1 日現在））で、成年後見制度に関する事例対応をカバーしている。それを可能にしているのは相談窓口の分化体制である。一次相談窓口を各市町村行政や地域包括支援センター、社協とし、二次相談窓口の上伊那成年後見センターは、一次相談窓口の相談先という役割分担を明確にしている。

そのため、上伊那成年後見センターでは、一次相談窓口の職員の資質向上に力を入れている。

- ・成年後見センターが 8 市町村に出向いて、役場職員向けに研修を実施。
- ・福祉担当部署が、住民課、税務課、水道課職員などにも声をかけ、役場全体で権利擁護意識を高めることをめざしている。

この二段階の相談窓口体制構築によりみられた効果としては、

- ・介護保険の申請相談など、確実に成年後見以外の相談については、一次窓口で対応することができるようになった。
- ・一次窓口で成年後見の必要性について迷った事例でも、二次窓口に適切なつなぎ先の相談ができるようになった。

（上伊那成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成。）



参考事例のご紹介

権利擁護に関する支援の必要性がないと判断した相談を、 本人に適切な支援が行える地域の機関につないでいる

東濃成年後見センターでは、最初に相談窓口で相談を受理して明らかに権利擁護に関する支援の必要性がないと判断した相談や、複合的な課題を抱えているような相談の場合、幅広く生活課題に対応できるよう、地域の相談受理機関（地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等）に相談に行くことを勧めている。

釧路市権利擁護成年後見センター、地域あんしんセンターたちかわ、上伊那成年後見センター、伊賀市社協福祉後見サポートセンター、坂出市成年後見センターなど、社協へ成年後見センターの委託（または補助により実施）しているセンターの場合、日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業などの窓口も受託していることが多いため、複数の相談窓口職員で相談を受け付け（または訪問し）、適切な制度利用につないでいる。

（東濃成年後見センター他、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）

本人の状態に応じた制度利用が行えるような相談窓口体制の整備

品川成年後見センターでは「相談・手続き支援」の窓口で、相談者本人の意向や判断能力・生活状況等に応じて、必要な支援を行えるよう、成年後見制度、あんしんの3点セット※等を重層的かつ柔軟に組み合わせ、総合的なサービス提供を行っている。

特に、あんしんの3点セットでは、「任意後見契約」を希望する場合に、「あんしんサービス契約」と「公正証書遺言」を組み合わせたサービスで、任意後見制度や判断能力が低下した場合の移行時の対応についても説明している。

※「あんしんの3点セット」

- ①あんしんサービス契約：コーディネーターによる支援プランの作成、定期的な判断能力の状態確認、緊急通報システムの設置、貸金庫の利用
- ②任意後見契約
- ③公正証書遺言作成支援

（「あんしん生活」、品川成年後見センター、平成27年5月、9～12pをもとに作成）

(3) 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）

成年後見制度の利用に際しては、本人の意向の確認とともに、具体的にどのような生活の場面で困難さを抱えているのか、どこまでは本人ができているのか等、例えば以下の事柄について、権利擁護機関担当者はもとより、行政担当者、法律・福祉等の専門職、本人の従前からの支援者等が参画して協議し、支援方針を明確にします。

- 本人意思確認と必要な支援の内容
- 申立類型（補助・保佐・後見いずれの類型で申立を行うのか）
- 誰が申立を行うのか
- どのような成年後見人等が選任される（家裁が適切な成年後見人等を選任できる）ことが本人にとって望ましいのか。そのために必要な情報収集をどのように行うか等

特に、本人にメリットが感じられる運用体制としていくためには、家庭裁判所において適切な成年後見人等を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を進めること、特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる障害者については、本人と成年後見人等との間の信頼関係の構築が極めて重要であり、家庭裁判所が本人の障害の特性を十分に踏まえた成年後見人等を選任できるよう、適切な情報提供がなされることが重要になります。

上記に関わっては、申立者が首長であれ、親族であれ、申立者の如何を問わない事項であることから、相談に挙げた事例については、首長申立を含め、同様の流れ（プロセス）で検討していくことが求められます。

国基本計画では、以下のようにかなり踏み込んだ記載となっています。親族後見人候補者の支援について、現状で可能なことは限定的ですが、今後は、いかに相談の段階から地域の親族後見人等のフォローができる体制を構築できるかが重要になります。

【国基本計画での記載（P.13）】

- 受任者調整（マッチング）等
 - ・専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
 - ・中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。
 - ・家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。
- 家庭裁判所との連携
 - ・中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。
- 親族後見人候補者の支援
 - ・後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行う。
- 市民後見人候補者等の支援・市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。

【取組例】成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）

- 特に、本人、親族等申立の場合の申立支援のしくみを有する（地域の相談機関または中核機関）
- 適切な候補人推薦のための検討の機会を設ける
 - ・首長申立の場合についても、検討の場が共有される
- 本人と成年後見等を支援する、身近な関係者による「支援チーム」について、検討の機会を設ける
- これら検討の場に本人の意思が反映されるよう、本人または意思決定支援者が同席する等の仕組みがある
- 検討された候補者の情報等について家庭裁判所と情報共有が行われる（家庭裁判所のより適切な後見人選任に寄与）
- 親族後見人育成・支援のための機会が設けられている
- 市民後見人を養成して、市民の「権利擁護サポーター」の裾野を広げる（知識・理解から行動する人材の育成、連携可能な人材の育成）

ポイント解説④ 候補者推薦機能の充実に向けた一歩としての、
家庭裁判所との連携強化による首長申立等の候補者選任

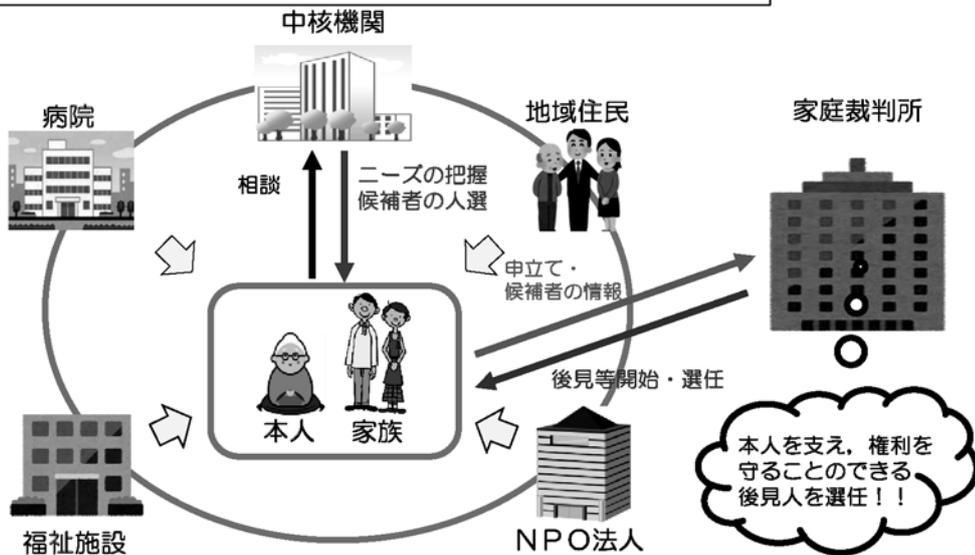
福祉各法では、首長申立てに係る審判について、「市町村は、(中略) 後見等の業務を適正に行うことができる者の推薦(中略)を講ずるよう努めなければならない」(老人福祉法第32条の2第1項、知的障害者福祉法第28条の2第1項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の3第1項)とされています。

現状では、こうした推薦業務を実際に実施できている市町村は多くないのが実情と考えられ、中核機関の設置等により、市町村がこうした業務を円滑に行える体制整備を進める必要があります。

また、国基本計画では、首長申立てのみならず、本人申立てや親族申立ての案件を含め、後見制度の利用が必要な人について、申立て前の段階から継続的な支援を行っていく必要性が強調されています。まずは首長申立てを検討するケースにおいて、支援を必要とする方の情報を的確に家裁に提供するという取組から始め、成年後見人等の選任イメージについて、市町村と家庭裁判所との間で認識をすり合わせていく作業を進めていくことが考えられます。

3 ネットワークにおける役割

(1) 家庭裁判所の役割 ～後見制度の利用検討から後見開始まで～



本人らしい生活を実現するためには、本人のニーズに合う後見人の選任が最も重要
⇒ 中核機関と家裁が後見人のイメージを共有することが必要

最高裁判所事務総局家庭局提供資料



参考事例のご紹介

家庭裁判所に対するわかりやすい情報の整理、提供

尾張東部成年後見センターでは、現在の申立書の様式が財産に関連する情報中心であり本人の生活や状況等についての情報が不十分となることから、本人の生活課題や必要な支援内容等の身上保護に関する情報を上申書や報告書として作成、添付し、より適切な成年後見人等の選任に役立つようにしている。また、医師の診断書にも本人の生活上の課題が反映されるよう、親族やケアマネなど支援者に、主治医に伝えるべき内容について助言等を行っている。また、場合によっては受診同行する等の対応を行っている。

(尾張東部成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)

市長申立案件に関する対応フロー図、会議書式の整備

いわき市権利擁護・成年後見センターでは、市長申立が必要と判断されるケースについて、地区保健福祉センター、保健福祉課（権利擁護・成年後見センター）、地域包括支援センターの連携による対応フロー図および会議書式を整備している。

(いわき市権利擁護・成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)

「法人後見受任ガイドライン」を作成し、センターが法人後見を受任する基準を明確にしている

尾張東部成年後見センターでは、法人受任そのものではなく、制度利用が必要な人に適切に制度利用につなげるコーディネート機能を重視し、法人受任は個人受任では難しいケースを想定している。法人受任の必要性、妥当性については、法律・福祉の専門職に加え、措置権等をもつ行政職員（課長級）が出席する適正運営委員会が「法人後見受任ガイドライン」に照らして判断している。

(尾張東部成年後見センター他、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)

尾張東部成年後見センター「法人後見受任ガイドライン」(抜粋)

- センターによる法人後見受任が必要な場合：
 - ・福祉専門職による後見が必要かどうか（本人の意思尊重と身上保護への配慮の視点）
 - ・個人による受任が困難なケースかどうか
 - ※次のようなケースは法人による後見が望ましい
 - ア. 頻回な支援が求められる場合
 - イ. 支援の枠組みが不十分な場合（いわゆる困難ケースで、支援の枠組みを一からつくる必要がある場合など）
 - ウ. 個人では受任リスクが高い場合（受任者の個人情報や身の安全の確保）
 - エ. 報酬が見込めない場合
 - オ. 家族が複合的な問題を抱えている場合
 - カ. 緊急性が高い場合
 - ・公的なセンターが受任するケースかどうか
 - ※家裁から法人後見の必要性ありと直接依頼された場合は、受任の方向で検討する。
- センターの受任が不適切とされる場合：
 - ・相談者の不利益になる場合
 - ・利益相反となる場合
 - ・法律上のトラブルがすでにある場合
 - ・センターが申立支援を行った場合

(4) 後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）

国基本計画では、利用者にメリットのある制度運用を担保するための方策の一つとして、家庭裁判所による後見監督を日常的に地域の側から補強するものとして、成年後見人等選任後の本人（被後見人）と成年後見人等、家族、支援者等がチームとなって、後見開始後も見守りや支援を継続していくことがあげられており、こうした個別の支援チームづくりやチームによるモニタリング等をアレンジ・状況把握していくことが、新たに位置づけられた中核機関の機能の一つとして明確に示されました。このように本人を支援の中心に置くことも、今回示された重要なポイントと言えます。

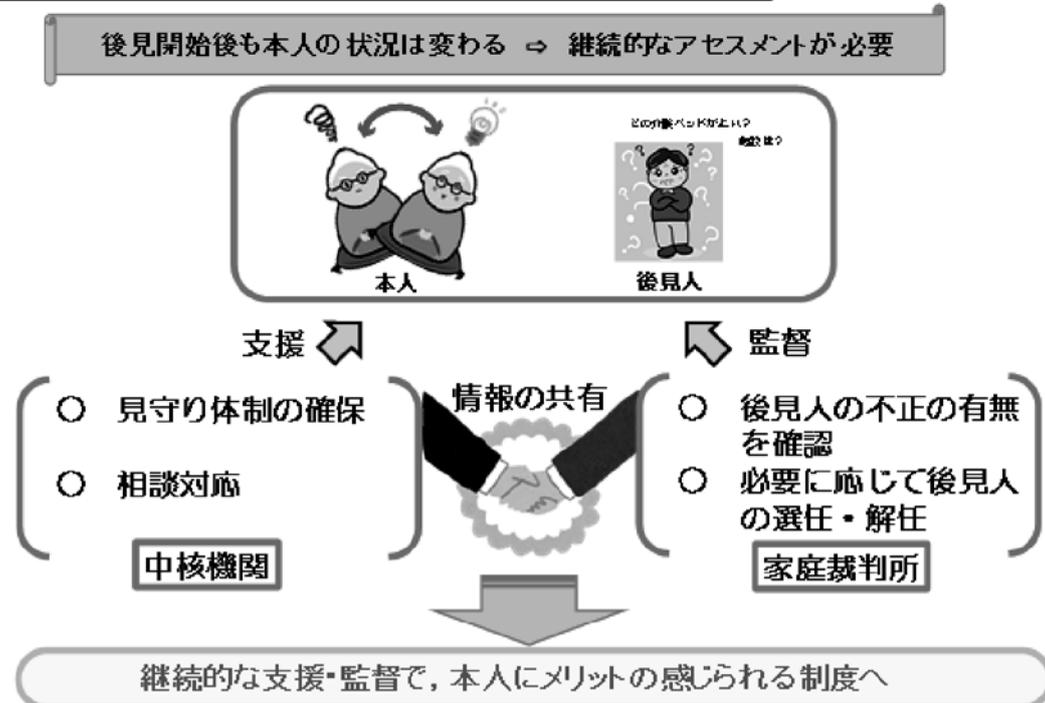
成年後見人等を支援することが、どのように本人のメリットにつながるのでしょうか。それは、日常的に本人や成年後見人等を見守り、本人の変化等によって生じてくる成年後見人等の相談にきちんと対応（適切なところに繋いでいく）することで、より本人の意思や価値観に沿った後見事務が可能となる（＝的確な権利擁護の実現）と考えられるからです。その結果として、成年後見人等の理解不足等から生じる不正が起きにくくなり、また、不正が起きても早期に発見できるという効果が生じることになります。

ヒント!



後見人等支援の場面における家庭裁判所との連携

(2) 家庭裁判所の役割 ～後見制度の利用を開始してから～



最高裁判所事務総局家庭局提供資料

そのように対応するなかで万一、成年後見人等の不正の予兆が感じられた場合、中核機関は家庭裁判所に相談します。相談を受けた家庭裁判所は成年後見人等の活動の検証を行いながら、交代の必要性を認識した場合、中核機関に対して、後任の候補者の推薦を依頼することになります。

中核機関では、家庭裁判所から成年後見人等の交代を検討するために後任の候補者の推薦を依頼された場合には、後任の候補者の推薦をする等の連携を行うことで、不正行為等による被害を最小限に食い止め、権利擁護を継続的に進めていくことが可能となるものと思われます。

現状では、地域の中で誰が成年後見制度を利用し、誰が親族後見人を担っているのか等については、相談機関においても包括的に把握する方法がありませんが、今後整備される中核機関等では、広く親族後見人等に対する相談窓口も設けるなど、成年後見人等をフォローしていく体制整備も重要となります。例えば、以下のような取組は、現状でも可能と思われます。

- ・ ニーズ調査により把握し、中核機関で申立て支援を行った事例のバックアップ
- ・ 家庭裁判所に親族後見人から相談が寄せられた場合の、地域にある相談窓口の紹介
- ・ 民生委員等が把握していながら、地域で分散されている情報の集約

この点については、国計画でも、「利用開始後における柔軟な対応」として、下記のように明記されています。

【国基本計画での記載 (P.8, 9)】

- 後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが、相当期間が経過した後も、本人や本人を支える家族等と後見人との間に信頼関係が形成されていない場合においても、成年後見人等に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由がない限り、家庭裁判所が成年後見人等を解任することはできないこととなっている。
- こうしたケースのうち、本人の権利擁護を十分に図ることができない場合については、今後、成年後見人等の交代を柔軟に行うことを可能にする環境を整備するなどの方策を講ずる必要がある。
- 地域連携ネットワーク及び中核機関には、後見等の開始後、チームや関係機関と連携して後見人の事務の在り方についても必要な情報を把握し、本人やその支援者と後見人などが円滑な人間関係を構築できるよう支援する機能が期待される。
また、その関係の改善ができないことにより現在の後見人では本人の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、本人を取り巻く支援の状況等を踏まえ、適格な後任者を推薦するなど、柔軟な運用を可能とする方策を検討する。

【支援基盤の整備例】 成年後見人等への支援 (モニタリング・バックアップ)

- 本人・後見等を支援する身近な「チーム」を結成し、必要に応じてチーム会議が行われよう支援・調整する
- 親族後見人や市民等が、常時相談でき、適切な支援が受けられるような機会（相談窓口、研修会、集い等）を設ける（後見人等支援による不正防止効果）
- 本人の能力や状態の変化、付与されている権限の妥当性や必要性の検討等、本人にふさわしい支援が行われているかを検討するしくみがある
- 親族・市民後見人等の報告書類作成の相談に乗り、具体的な支援を行う機会を設けている



参考事例のご紹介

市民後見人への相談対応、フォロー体制の構築

釧路市権利擁護成年後見センターでは、平成 22 年度、初めて市民後見人を候補者とした申立て時から、受任するハードルを下げるため、相互チェック機能をアピールし、「複数後見（2名どちらも市民後見人）」、「監督人なし」で申請している。現在もその仕組みは継続しており、105名の候補者中7割が受任中（H29.9 現在）。

しかし、市民後見人の数も不足しており、家庭裁判所と協議のうえ、1年以上の後見人活動経験者であれば単独受任を認められることとなり、59件のうち10件が市民の単独受任ケース（H29.9 現在）。

市民後見人に監督人はつけないものの、家庭裁判所と協議のうえ、センター専門職員3名が随時相談に応じるとともに、以下をルール化したフォロー体制を構築している。

- ① 受任後初年度の報告月と面談回数をルール化（1か月後、6か月後、12か月後の3回）
- ② 2年目以降は、家庭裁判所への報告月の面談をルール化（12か月後に1回）している。

- ・ 釧路市では、市民後見人養成講座修了者による2つのNPO法人も活動中

（釧路市権利擁護成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）

成年後見人等サポートの実施

伊賀地域福祉後見サポートセンター（以下、サポートセンター）では、以下のような体制を構築している。

- ・ 成年後見人等が困った時に気軽に相談に応じられる体制
- ・ より専門的な内容での支援ができる体制

本人（被後見人等）が抱える生活課題は多様であり、サポートセンターがその成年後見人等を支援するにも多様な情報が必要となる。そこで、まずは、サポートセンター事務局スタッフが相談に応じ、より専門的な内容については、医療・福祉・法律の専門職等で構成されたサポートセンター運営委員会委員から助言を得られるようにしている。

個別の対応だけでなく、親族、専門職、市民、法人等の属性を問わず、成年後見人等を受任した方が参加できる「後見人のつどい」と、福祉後見人が参加する「福祉後見人連絡会」を開催している。いずれも、専門職等との相談助言と成年後見人等の相互交流の機会になっている。

また、サポートセンターは、成年後見人等が本人（被後見人等）に対して行っている支援が適切か見守るとともに、必要に応じて、より良い支援を行っていくための相談助言などを、高齢者や障がい者の相談支援機関や家庭裁判所と連携して行っている。

（伊賀地域福祉後見サポートセンター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）

(5) 地域力強化に向けた人材育成 * 広報・啓発機能とも関連

国基本計画では、「④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等」のうち成年後見制度利用促進機能の一つとして、担い手の育成・活動の促進をあげています。

その一つの方策が、市民後見人の研修・育成・活用であり、もう一つが法人後見の担い手の育成・活動支援です。また、今後担い手として重要になることが想定される親族後見人の育成・バックアップについても、随所に記載されています。

今後、権利擁護・成年後見制度を活用した地域づくりを進めるための人材育成としては、

- ・より効果的な周知・広報によって、地域全体の発見・気づきを促す
- ・地域の権利擁護システムの基本となる相談手法の底上げを図る
- ・将来的な地域の担い手養成（権利擁護に関する行動連携人材・成年後見人等の候補者）などが想定されますが、特に3つ目の、知識・理解だけではなく、権利擁護・成年後見活用に関して行動連携できる地域の幅広い人材が求められます。これらについては、広報・周知の手法とも密接に連携を図りながらすすめていくことが効果的です。

【国基本計画での記載（P.13, 14）】

(b) 担い手の育成・活動の促進

○市民後見人の研修・育成・活用

- ・市民後見人の育成については、これまでも都道府県や市町村において行っているが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。
- ・さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねる取組も考えられる。

○法人後見の担い手の育成・活動支援

- ・後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。
- ・担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とする NPO 法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。
- ・若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

ポイント解説⑤
市民後見人等の活用に向けた家庭裁判所との連携

後見人の担い手となる市民や法人が地域の中で養成され、いつでも後見人として選任できる環境が整備されていることは、本人はもちろんのこと、家庭裁判所にもメリットのあることであると思われます。家庭裁判所は、本人に最もふさわしい後見人を選任することが求められていますが、地域に後見人のなり手となる市民や法人がない場合には、独居の方など親族が支えることの難しい本人については、専門職を後見人に選任しています。専門職にはその専門的知見を生かした後見事務が期待できますが、地域における専門職の数には限りがありますし、本人に身近な存在として、本人の居住する地域の実情を熟知した上で、その実情に即して本人の意思をより丁寧に聞きながら後見事務を進めていくことができる地域住民の方を地域連携ネットワークと専門職の関与によって養成していくことが本人にとってよりふさわしいというケースも少なくありません。家庭裁判所が、本人に身近な地域で見守りながら後見事務を進めてもらうことが適切だと判断した案件で、地域において養成された市民や法人が後見人として後見事務を担ってもらえるということは、何よりも、本人のニーズにふさわしい後見人が選任されるという点で、本人にとってメリットのあることであり、家庭裁判所にとっては選任できる後見人の選択肢が増えるという意味でメリットがあると考えられます。

具体的な選任形態は、各地域において様々なバリエーションがあります。各地での実情を見ますと、①当初から市民後見人のみが選任されるスタイル、②市民後見人と専門職などが複数で後見人に選任されるスタイル、③市民後見人に社会福祉協議会等が後見監督人として選任されるスタイルなどがあり、その他にも、④社会福祉協議会やNPO法人が法人として後見人に選任され、そのスタッフとして養成された市民が事務を遂行するスタイルなどがあります。また、当初は専門職が後見人を務めていたケースについて、本人の生活が安定した後に市民後見人に引き継ぐやり方（リレー方式）や、当初は市民後見人と専門職がともに後見人に選任され、本人の生活が安定した後に専門職は後見人を辞任して市民後見人のみの態勢に移行するといったやり方もあるようです。いずれのスタイルについても実践例があり、どのスタイルを前提に市民後見人等の養成を進めていくのかについては、個々の実態に合わせた検討や地域の仕組みをつくるためのプロセスの整理が今後必要ですが、養成された市民後見人等が実際に選任され、活用されるためには、家庭裁判所との連携が必要不可欠です。

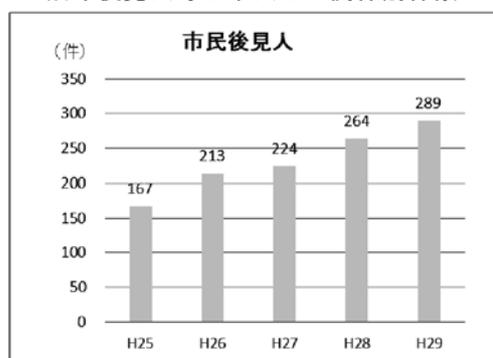


最高裁判所事務総局家庭局提供資料

家庭裁判所は、申立てがあつて初めて本人のことを把握することになり、また、市民後見人についても、その人がどういった人なのか、本人とどういう関係にあるのかといったことも、申立てがあつて初めて知ることになります。もともと本人も市民の方もよく知らない中で、市民の方に後見人という大きな権限と責任を与えるということは、家庭裁判所にとっては不安があるように思われます。市町村等が中心となって、①市民後見人がどのように養成されているのか、②後見人に選任した後に生じるかもしれない悩みやトラブルに養成した機関（社会福祉協議会やNPO等）はどのように対応できるのかなどといった、市民後見人の事務の適正性を確保する態勢を作ることができれば、家庭裁判所は市民後見人を安心して選任することができると思われます。

実際に、市民後見人の選任が進んでいる地域では、①市民後見人の養成カリキュラム等について家庭裁判所に説明し、必要に応じて、家庭裁判所書記官による講義等をカリキュラムに組み入れる、②市民後見人に選任された後のバックアップ態勢として、養成した社協等が市民後見人と面談したり、相談を受けたりする態勢を確立するといった取組を進め（※この点は、釧路市や大阪市の取組が参考になります。）家庭裁判所としても安心して市民後見人等を選任できる環境を整えています。

成年後見人等と本人との関係別件数



最高裁判所事務総局家庭局提供資料

まずは、各地域において、どのように権利擁護人材を養成し、活用していくのかといったイメージを膨らませた後、そのイメージを家庭裁判所とも共有して、家庭裁判所にとって不安のない形で養成を始めていくことが、市民後見人等の活用の秘訣といえそうです。また、市民後見人へのバックアップ・支援といった取組から得られた家庭裁判所との連携は、さらに中核機関による親族後見人の支援のイメージ作りにもつながっていくように思われますので、地域における市民後見人の養成・活用は、将来的な中核機関の機能の充実・強化にもつながっていく側面があると思われます。市民後見人の養成と選任後の支援に取り組んでいくことは、中核機関に期待されている後見人支援事務のための第一歩になるはずです。

本稿における「市民後見人」とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合を指しています（※2）。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含みます。

※2 調査集計における便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではありません。（参考：最高裁判所事務総局家庭局作成資料）



参考事例のご紹介

市民～関係者各層別の実践的研修の実施

知多半島の5市5町の成年後見を担う特定非営利活動法人知多地域成年後見センターでは、法人後見の受任、来所・巡回による相談・カンファレンスと並んで、広く市民の権利擁護や成年後見に係る理解を促進するとともに、以下のような具体的実践のサポートが可能となる人材の育成に取り組んでいる。

- ①一般市民の理解促進を目的としたイベント等の開催
- ②市民後見人等の養成を目的とした講座・養成研修
- ③独自の支援員等の養成を目的とした講座等の開催

(例：成年後見サポーター養成講座：「成年後見制度」の重要性を理解し、制度利用を地域で支えるサポーターを養成する講座の開催)

同時に、関係者むけ研修としては、行政職員向け研修〔年2回〕として、福祉課はもとより、税務課、市営住宅、水道課、委託地域包括支援センター、障害者相談支援センター職員等関係する多くの課の職員を対象とした研修の実施を積み重ねている。

平成26年度には、成年後見業務従事者のための研修プログラムとその手引きを開発、経験年数別の研修の実践に着手している。

(知多地域成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)

支援者育成のための工夫

尾張東部成年後見センターでは、必要に応じてケアマネや地域包括支援センター職員が、申立て支援を行う際の後方支援を行っている。ケアマネや地域包括支援センター職員が申立て支援をすることで、成年後見制度の知識やスキルが体験的に身につく、家計や財産にも目配りできる多面的なアセスメントが可能となる。

また、首長申立てについては、センターで直接的には書類作成支援をしていない。行政職員自身が作成することで、制度に関する知識、申立書類作成スキルの定着が進み、自らの市町の住民の権利擁護支援課題についての理解が深まるからである。しかし、首長申立て必要性判断のためのケース会議や、申立書類の書き方支援は行う。また3か月以内に首長申立ができるよう適正運営委員会の場を通じて進捗管理も行っている。

(尾張東部成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)



参考事例のご紹介

市民後見人の育成、フォロー体制の構築

大阪市成年後見支援センターは、平 19 年度の開設時より養成を開始した市民後見人（第 10 期まで終了）に対する活動支援を専門職による専門相談を活用して初動期、定期、随時行っている。また、市民後見人活動マニュアルを作成、配布したり、継続的な研修を実施することで、市民後見人が安心して活動を行える体制を確保するとともに、活動する市民後見人の質の担保にも寄与している。

（大阪市成年後見支援センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）

大阪市成年後見支援センターの市民後見人への相談支援体制

市民後見人受任後の活動は、専門相談と日常的な支援で支えています。専門相談員は養成、受任調整に関わる専門職が担っています。

